

居宅介護支援事業所あすなろ西条 重要事項説明書

1 指定居宅介護支援、指定介護予防支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 萌生会
代表者氏名	理事長 上田 美幸
所在地 (連絡先及び電話番号等)	広島県東広島市西条町吉行 1456 番 電話番号: 082-493-8300 FAX: 082-431-3841
法人設立年月日	平成 13 年 7 月 19 日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援、指定介護予防支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	居宅介護支援事業所あすなろ西条
介護保険指定事業者番号	3472503402
事業所所在地	広島県東広島市西条町吉行 1456 番
連絡先 相談担当者名	電話番号: 082-493-8300 FAX: 082-431-3841 管理者 黒木 勇治
事業所の通常の 事業の実施地域	東広島市、広島市、安芸郡

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護及び要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援、指定介護予防支援（以下、「居宅介護支援等」という）を提供することを目的とする。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（年末年始 12/30～1/3、祝日を除く）
営業時間	8:30～17:30 電話や併設の軽費老人ホーム、通所介護、訪問看護ステーションとの連携等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(4) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤
管理者	1 名（兼務）	0 名
介護支援専門員	1 名（兼務）	0 名
合計	1 名	0 名

(5) 従業者の業務内容

職種	職務内容
管理者	従業者の管理及び利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等を一元的に行う。 従業者に、厚生労働省令で定められた指定居宅介護支援の人員及び運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。

介護支援専門員	要介護及び要支援状態等にある利用者及びその家族の相談を受け、利用者の心身の状況等に応じて適切な居宅サービスの提供を確保できるよう、また必要に応じて施設サービスを利用できるよう、居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画（以下、「居宅サービス計画等」という）を作成するとともに、行政、居宅サービス事業者等と連絡調整を行う。
---------	---

3 提供するサービスの提供方法及び内容

（1）利用申込受付と契約の締結

利用申込者に居宅介護支援契約書または介護予防支援契約書と重要事項説明書を交付、説明し同意を得たうえで、契約を締結する。被保険者証を確認し、利用申込者は、介護（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書に必要事項を記入し、各市町の窓口に提出する。

（2）アセスメントの実施

利用者の居宅等を訪問し、心身の状態、置かれている環境を把握し、支援ニーズの特定及び課題の把握を行う。さらに、認定調査結果及び主治医意見書を入手するなどして、利用者の状態の把握に努める。

（3）居宅サービス計画書原案の作成

アセスメント結果を基に、利用者や家族の希望を踏まえ、複数のサービス事業者等を紹介し、利用者及び家族の選択に基づいて居宅サービス計画等の原案を作成する。さらに、利用者及び家族はそのサービス計画原案に位置付けたサービス事業者等選定の理由を求めることができる。

（4）サービス担当者会議

居宅サービス計画等の原案作成後に、利用者及び家族を交えてサービス担当者会議を開催し、各サービス担当者間で共通認識を図る。

（5）居宅サービス計画等の交付

利用者及び家族に同意を得た居宅サービス計画等（ケアプラン）は、利用者、サービス担当者等に居宅サービス計画等を交付する。

（6）モニタリング

1ヶ月に1回は、利用者の居宅を訪問し、新たな課題が生じていないか、居宅サービス計画等に基づくサービスの提供がなされているか近況の聴取、確認をする。また、利用者と家族、居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画等の作成後も、利用者と事業者との双方の合意に基づき、必要に応じて居宅サービス計画等を変更する。

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

① 要介護者のモニタリングは、少なくとも1月に1回

② また、下記の条件に当てはまる場合は、少なくとも2月に1回

- ・テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ること。

- ・サービス担当者会議において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- ・利用者の心身の状態が安定していること。

- ・利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。

- ・テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

③ 要支援者のモニタリングは、少なくともサービスの期間終了月、サービス提供した月の翌月から起算して3月に1回のいずれかに該当する場合には利用者の居宅を訪問し、利

用者と面接を行う。また居宅を訪問しない月は、指定介護予防サービス事業者等への訪問、利用者への電話等の方法により行う。

- ④ 上記②の要件を満たしている場合であって、サービスの提供を開始する翌月から起算して少なくとも6月に1回は利用者の居宅を訪問することによって面接を行うときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して面接する。

(7) 医療との連携

①サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要を認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況とその他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師または薬剤師に提供する。

②利用者が（介護予防）訪問看護、（介護予防）通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師または歯科医師（以下「主治の医師等」という）の意見を求める。その場合において、居宅サービス計画等を作成した際には、当該居宅サービス計画等を主治の医師等に交付する。

(8) 給付管理業務

利用者の前月における介護保険サービスの利用実績を確認した後、給付管理票を作成し、広島県国民健康保険団体連合会に提出する。

(9) 相談業務

① 利用者、サービス事業者からの連絡に随時対応し、計画変更の必要がある場合には速やかに対応する。また、必要に応じて介護保険以外の福祉サービスや民間のサービス等を含めた情報提供を行う。

② 居宅介護支援等及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処する。

③ 必要に応じ要介護（要支援）認定の申請について支援する。

④ 介護保険施設等に入所を希望する場合、そのための仲介、必要な情報提供をする。

4 居宅介護支援等の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画等に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができ、必要があれば遠慮なく申し出ること。
- (2) 居宅介護支援等の提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認する。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに担当の介護支援専門員に伝える。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了するまでにはなされるよう、必要な援助を行うものとする。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要があるため、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝える。
- (5) 当事業所の居宅サービス計画書に位置付け、利用中の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりとする。

5 高齢者虐待の防止について

事業者は、利用者の高齢者虐待の防止、権利擁護等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 高齢者虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 高齢者虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、高齢者虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 高齢者虐待の防止に関する担当者は、以下の者とする。
高齢者虐待防止の担当者 黒木 勇治
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村又は地域包括支援センターに通報する。

6 身体的拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行わない。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者、家族に対して同意を得た上で次に掲げることに留意して必要最小限の範囲内で行うことがある。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び態様等について記録をする。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行う。

- (1) 切迫性 直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
- (2) 非代替性 身体的拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。
- (3) 一時性 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体的拘束を解く。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について個人情報の保護に関する法律、及び厚生労働省が策定した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインを遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。</p> <p>② 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らさない。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続する。</p> <p>④ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いない。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いない。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。</p>

	<p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとする。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となる。)</p>
--	---

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

また、利用者に対する指定居宅介護支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入している。

保険会社名 一般社団法人 全国訪問看護事業協会

保険名 居宅サービス・居宅介護支援事業者賠償責任保険

補償内容 身体障害、財物損壊共通 1事故 1億円（支払限度額）

被害者治療費等 1事故 500万円

1回の事故につき被害者1名について

10万円（社会通念上妥当な額を限度とする）

9 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示する。

10 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症及び業務継続計画に係る業務継続計画を作成する。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行う。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施する。
- (4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

11 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知する。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

12 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置する。

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は苦情対応マニュアルに沿つて行う。

(2) 苦情申立の窓口

社会福祉法人 萌生会 居宅介護支援事業所あすなろ西条 管理者 黒木 勇治	所在地 広島県東広島市西条町吉行 1456 番 電話番号 082-493-8300 FAX 番号 082-431-3841 受付時間 8 時 30 分～17 時 30 分 (日曜日、12 月 30 日～1 月 3 日を除く)
東広島市介護保険課	所在地 広島県東広島市西条栄町 8 番 29 号 電話番号 082-420-0937 FAX 番号 082-422-6851 受付時間 8 時 30 分～17 時 15 分 (土日祝、年末年始は閉庁)
広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町 19 番 49 号 電話番号 082-554-0783 FAX 番号 082-511-9126 受付時間 8 時 30 分～17 時 15 分 (土日祝、年末年始は閉庁)
広島県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 広島市南区比治山本町 12 番 2 号 電話番号 082-254-3419 FAX 番号 082-569-6161 受付時間 8 時 30 分～17 時 (土日祝、年末年始は返信に時間要する)

13 この重要事項説明書の概要等については、当該事業所の見やすい場所に掲示するとともに、当該事業所のウェブサイト(法人ホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表する。

上記内容について、東広島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年3月1日）東広島市条例第1号）、東広島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年3月4日東広島市条例第4号）に定める内容に基づき、利用者に説明を行った。

また、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該サービス事業所をケアプランに位置づけた選定理由を求めることが可能であること、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について説明を行った。

令和　年　月　日

事業者　　広島県東広島市西条町吉行 1456 番
社会福祉法人　萌生会

説明者　　居宅介護支援事業所あすなろ西条
黒木　勇治　　　　　　　　　印

利用者　　住 所_____

氏 名_____印

代理人　　住 所_____
立会人

氏 名_____印

(別紙1) 居宅介護支援単位数

- (1) 指定居宅介護支援に要した費用については、介護保険法第46条第4項の規定に基づいて、事業者が受領(法定代理受領)する場合は、利用者の自己負担はない。
- (2) 利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が法定代理受領をできない場合は、指定居宅介護支援に要した費用について、次表に定める額を負担する。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居宅介護支援費（I）	1,086単位		1,411単位		
初回加算		323単位			
入院時情報連携加算		300単位			
退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度)	連携回数	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有		
	連携1回	450単位	600単位		
	連携2回	600単位	750単位		
	連携3回	なし	900単位		
退院時情報連携加算	50単位(月1回まで)				
ターミナルケアマネジメント加算	400単位				
同一建物減算	所定単位数の5%の減算				
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%の減算				
業務継続計画未策定減算	所定単位数の1%の減算				
運営基準減算	所定単位数の50%の減算				

- ※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100又は0/100となる。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,140円を減額することとなる。
- ※ 45人以上の場合は、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定する。
- ※ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置（高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられない場合は、所定単位数の1/100に相当する単位数を減算する。
- ※ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、所定単位数の1/100に相当する単位数を減算する。
- ※ 当該事業所の建物と同一の敷地内の建物若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一の建物に居住する利用者又は当該事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く）の利用者にサービス提供を行った場合は、所定単位数の95/100に相当する単位数を算定する。
- ※ 地域区分別の単価は、7級地、1単位10.21円。

介護予防支援単位数

- (1) 事業所の提供した指定介護予防支援に要した費用については、介護保険法第58条第4項の規定に基づいて、事業所が受領(法定代理受領)する場合は、利用者の自己負担はない。
- (2) 前号の規定に関わらず、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が法定代理受領をできない場合は、指定介護予防支援に要した費用について、利用者が別表に定める額を負担する。

区分	単位数	1単位当たりの単価	金額
イ	472単位	10.21円	4,819円
イ+ロ	772単位		7,882円
イ+ハ	467単位		4,768円
イ+ニ	467単位		4,768円
イ+ロ+ハ	767単位		7,831円
イ+ロ+ニ	767単位		7,831円
イ+ハ+ニ	462単位		4,717円
イ+ロ+ハ+ニ	762単位		7,780円

※イは介護予防支援費Ⅱ、ロは初回加算、ハは高齢者虐待防止措置未実施減算、ニは業務継続計画未策定減算を示す。

※ ニは令和7年4月1日から適用する。